

輸入差止情報提供書（C-5866）

「税関長」欄には、輸入差止情報提供を行う税関長名を記載する。

「情報提供者」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。受信用NACCS利用者コードについては、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。

「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止情報提供に基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。

「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。

「権利者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。

「専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。

「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。

「情報提供を行う貨物（対象品）」欄には、税関長の職権発動を促すため情報提供を行う侵害すると認める物品を記載する。

「対象品の品名」欄には、「情報提供を行う貨物（対象品）」欄に記載した対象品の一般的な品名を記載する。

「輸入統計品目番号」欄には、任意で輸入統計品目番号を記載する。

「情報提供を行う貨物が侵害すると認める理由」欄には、輸入差止情報提供に係る権利を侵害すると認める理由を記載する。

「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「輸入差止情報提供希望期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「情報提供を行う貨物の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「訴訟等での争い」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。